

被災された漁業関係者の皆様へ

漁具等の購入資金に対する支援

(制度名) 漁業近代化資金融資制度

- 制度概要 漁業者の資本装備の高度化及び近代化を図るために、信漁連等の金融機関が漁業者に漁具購入資金等を長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度
- 借受資格者 漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合
- 貸付対象 漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金
- 貸付利率 1.70% (随時改定) (令和7年3月19日時点)
※国の補助により実質無利子となる場合があります
- その他 運転資金は農林漁業セーフティネット資金があります
※日本政策金融公庫へお問い合わせください

(問合せ先) 東日本信用漁業協同組合連合会富山支店
TEL 076-441-3528
富山県水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291